

ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進 (職業訓練におけるEラーニング等の活用促進)

仕事を応援

現状と課題

子育てや働きながら更なるキャリアアップを目指すひとり親の支援等を行うため、Eラーニングを活用した講座の設定を検討する必要

公的職業訓練については、公共職業能力開発施設や民間の教育訓練機関での集合型訓練が原則
訓練費用の一定割合(最大6割)を個人に支給する専門実践教育訓練の対象となっている通信制の講座が少ない



対応

子育てをしながらキャリアアップを目指すひとり親の支援等を行うため、平成28年4月より公的職業訓練におけるEラーニングを試行実施する。

専門実践教育訓練について、ひとり親家庭の親等が活用しやすい訓練の受講を促進するため、通信制の講座に係る指定要件を明確化(平成27年10月)し、対象となる講座を拡充する。(例：看護師資格取得のための通信制の養成課程など)

公的職業訓練におけるEラーニングの試行実施の検討

Eラーニングは、育児等による時間的制約を抱える求職者の訓練として高い期待があるものの、課題も存在

- ・ 受講状況確認のための技術的工夫が必要
- ・ 受講者のモチベーション維持が必要



Eラーニング固有の課題を整理・検証し、試行を通じて、公的職業訓練への導入可能性を検証



准看護師→看護師のキャリアアップイメージ

高等職業訓練促進給付金を活用し、准看護師資格を取得

准看護師として一定年数活躍

更なるキャリアアップ

専門実践教育訓練給付を活用し、通信制の養成課程を受講し看護師資格を取得

資格取得者のうち、資格が役にたっているとする者の割合
准看護師 96.4%、看護師 87.8%
(全体 60.7%)

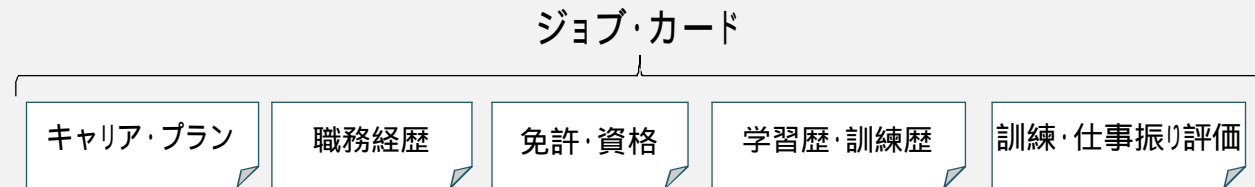
ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進 (ジョブ・カードの活用促進等)

仕事を応援

現状

正社員経験の少ない等職業能力形成の機会に恵まれなかった人に対し、ジョブ・カードを活用したきめ細やかな支援を通じ、企業実習と座学を組み合わせた職業訓練の受講を促進

公的職業訓練において、ジョブ・カードの活用を図るとともに、キャリアコンサルティング等による職業能力証明のツールとして、求職者や在職者、学生等も対象に普及を促進



課題

ひとり親を含めた求職者等に対する、ジョブ・カードを活用したきめ細やかな支援が、十分に進んでいない。

ジョブ・カードの活用が訓練実施時等の場面に限定されている。



対応

ジョブ・カードを、生涯を通じた「キャリア・プランニング」及び「職業能力証明」のツールとして継続的に活用

ジョブ・カードを活用して行う、企業実習と座学を組み合わせた職業訓練の受講者数を倍増

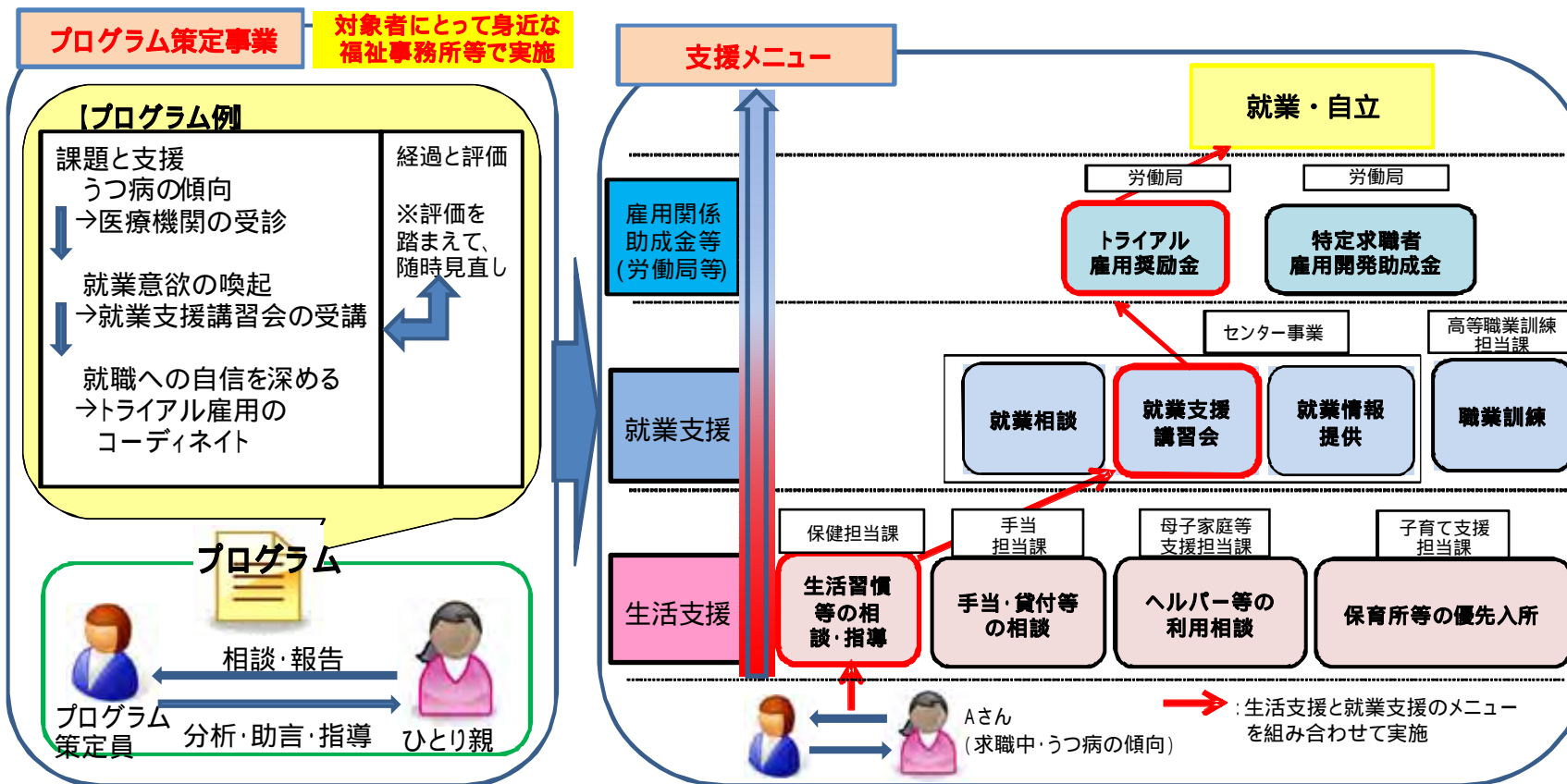
公的職業訓練において引き続きジョブ・カードを活用

ひとり親の就労支援を行う支援員が、ジョブ・カードを活用しきめ細やかな支援が行えるよう講習の受講を促進

ひとり親支援の相談窓口の担当者に対し、職業訓練や助成金等に関する研修を実施

現状

多様な悩みを抱え、一人では就職活動を効果的に行えない児童扶養手当受給者を対象に、生活上の悩みの相談を受け、自立に向けた課題を相談者とプログラム策定員が一緒になって整理・分析し、生活支援、就業支援等のメニューを組み合わせたプログラムを策定し就業自立を支援する。



平成25年度 実績
 実施自治体数：565自治体
 (全901自治体の62.7%)
 策定件数 7175件

課題

就業後の生活状況や再支援の必要性を確認するためのフォローが不十分

対応

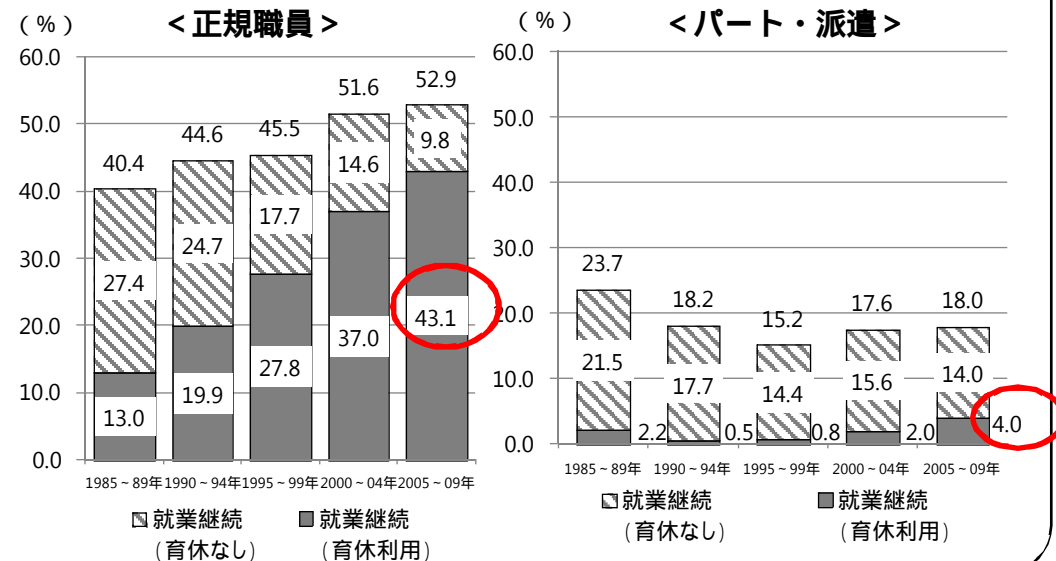
※平成28年度から実施

プログラム策定による自立後、1年間のアフターケア（定期的な相談の実施等）を行う。

現状と課題

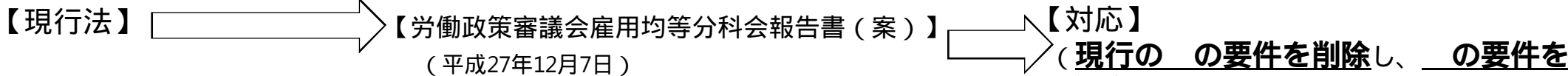
育児休業を取得しつつ第1子出産後も継続就業をしている割合をみると、正規職員は育児休業取得による継続就業が進んでいる（平成17年～21年で43.1%）ものの、パート・派遣といった非正規雇用労働者は低い水準（平成17年～21年で4.0%）に留まっていることから、**非正規雇用労働者の育児休業取得促進を図る必要がある。**

【第一子出産前後の妻の継続就業率・育児休業利用状況（第一子出産年別・正規職員・パート・派遣別）】



対応

育児休業の申出ができる有期契約労働者の要件（1歳までの継続雇用要件等）の緩和等を行うことにより、非正規雇用労働者の育児休業の取得促進を図る。



申出時点で1年以上継続して雇用されていること

1歳以降も雇用継続の見込みがあること

2歳までの間に更新されないことが明らかである者を除く

の子が1歳に達する日を超えて引き続き雇用されることが見込まれること、という要件について、事業主にとっても労働者にとっても分かりづらいという課題があることから、育児又は介護を理由として雇用関係が終了することを防ぎ、その継続を図ることを目的とする制度であるという育児休業・介護休業制度の趣旨を踏まえつつ、育児休業の取得を促進するため、有期契約労働者の育児休業取得要件については、以下の通り、現行の の要件を削除し、 の要件を「(ii) 子が1歳6ヶ月に達するまでの間に、労働契約期間が満了し、かつ、労働契約の更新がないことが明らかである者を除く」のように見直すことが適当である。

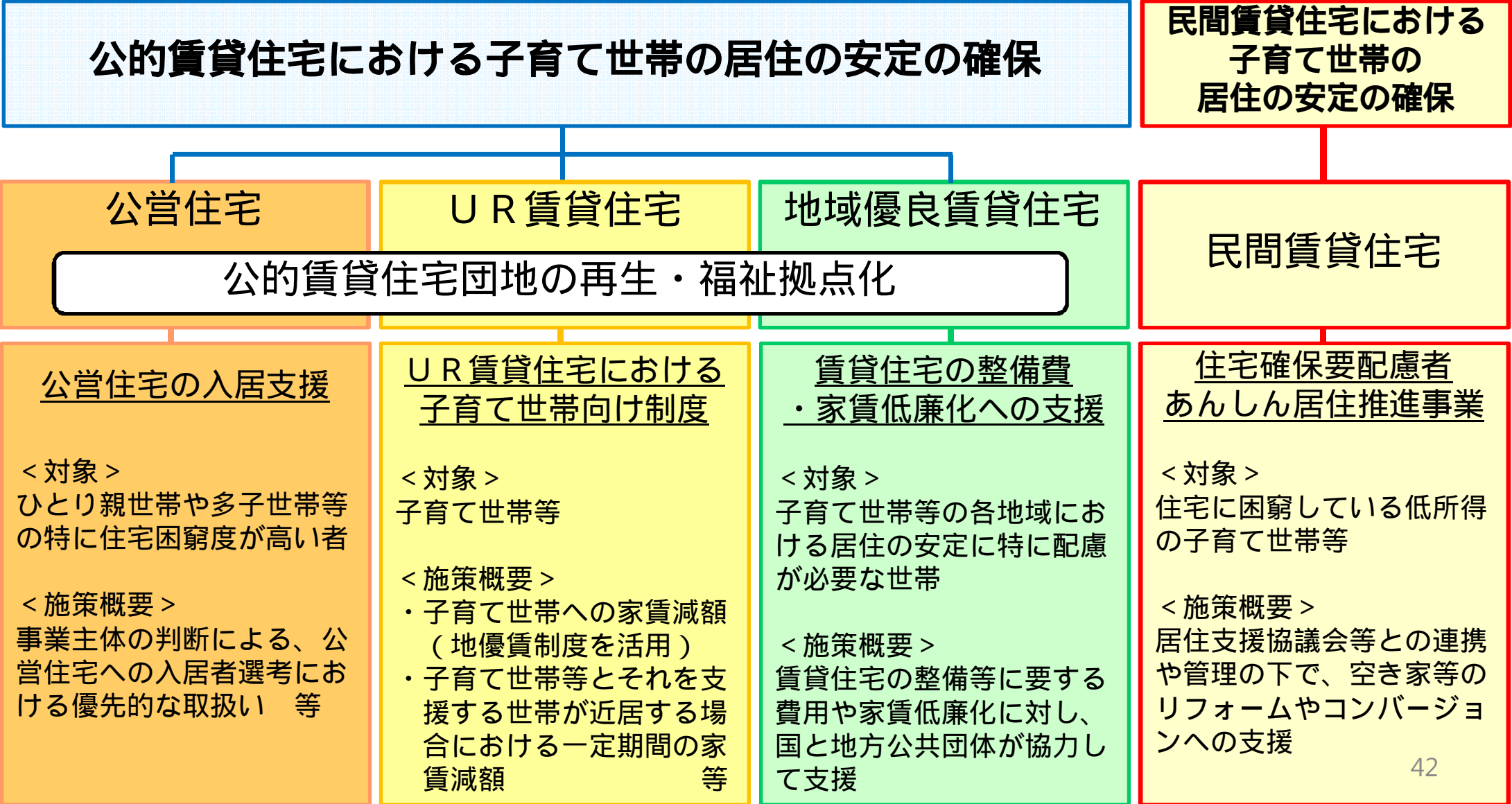
申出時点で1年以上継続して雇用されていること

1歳6ヶ月までの間に更新されないことが明らかである者を除く。

公的賃貸住宅等における 子育て世帯の居住の安定の確保

概要

ひとり親家庭・多子世帯等の自立を支援するため、公的賃貸住宅等を活用し、ひとり親家庭・多子世帯等の居住の安定を図る。



公的賃貸住宅団地の再生・福祉拠点化

概要

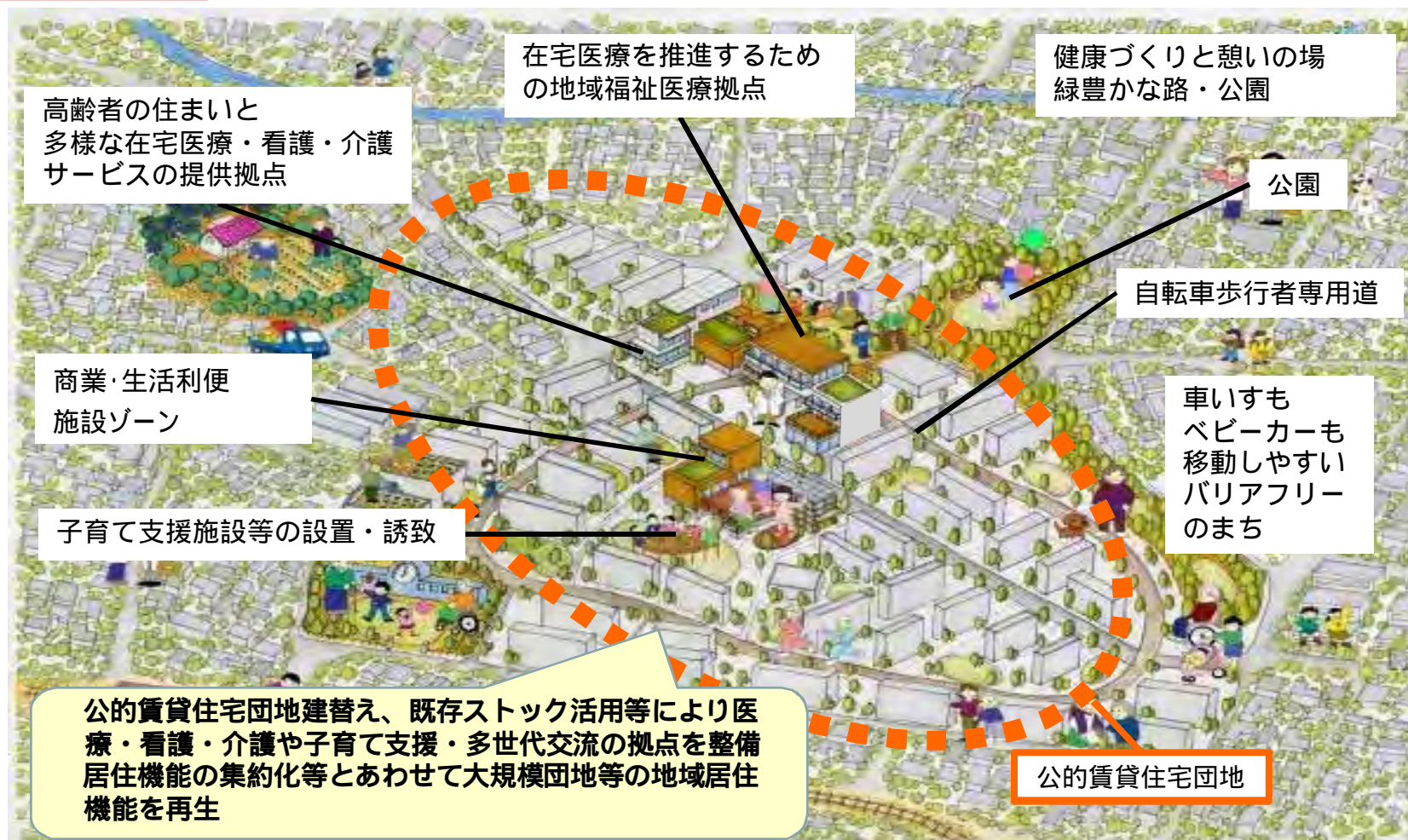
公的賃貸住宅団地において、医療・介護サービスへのニーズが拡大していると共に、子育て世帯への支援の充実を図る必要があることから、公的賃貸住宅団地の再生・福祉拠点化を通じて多世代が暮らしやすい居住環境の形成を図る。

2020年KPI

UR団地の医療福祉拠点化(大都市圏のおおむね1,000戸以上のUR団地約200団地のうち、100団地程度で拠点を形成)

高齢者施設、障害者施設、子育て支援施設等を併設する公的賃貸住宅団地(100戸以上)の割合:25%(2013年度19%)

施策イメージ



公営住宅における優先入居の概要

概要

特に住宅困窮度が高い者について、地域の実情を踏まえた事業主体の判断により、入居者選考において優先的に取扱う。

社会経済情勢に照らし、特に居住の安定確保が必要な者として優先入居の取扱いを行うことが適当と考えられる世帯及びその方法について、事業主体向けに技術的助言を講じている。

(「公営住宅管理の適正な執行について」H17. 12. 26国住総138号住宅局長通知)

(1) 優先入居の取扱いが適当と考えられる世帯

- ① 高齢者世帯
- ② 障害者世帯
- ③ 著しく所得の低い世帯
- ④ 母子世帯、父子世帯
- ⑤ 小さな子どもがいる世帯や多子世帯等住宅困窮度の高い子育て世帯
- ⑥ DV被害者世帯
- ⑦ 犯罪被害により従前の住居に居住することが困難となった世帯
- ⑧ 中国残留邦人等世帯

(2) 優先入居の方法

- ① 倍率優遇方式
抽選における当選率を一般の入居申込者より有利に取扱う方式
- ② 戸数枠設定方式
募集戸数の中に優先入居の取扱いを行う世帯の戸数枠を設ける方式
- ③ ポイント方式
住宅困窮度の指標となる居住水準、家賃負担等の各項目について点数で評価し、合計点数の高い世帯から入居者を決定する方式

概要

公営住宅法施行令の一部を改正する政令について

改正の背景 「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年1月30日閣議決定)

入居者の収入の算定(公営住宅法施行令1条3号)上、非婚の母又は父についても、寡婦控除又は寡夫控除の対象とすることについて検討を行い、平成27年中に必要な措置を講ずる。

現行制度の概要(公営住宅の入居者の収入の算定方法)

$$\left[\text{世帯の年間所得額} - \text{世帯の控除額の合計} \right] \div 12 \text{ ヶ月} = \text{収入月額}$$

※この額に応じ 公営住宅への入居の可否、家賃額が決まる。

基本的な取扱い

・ 所得税法における収入の考え方と同じ。

(一人につき)

配偶者、扶養親族に係る控除 38万円

上記のうち70歳以上の者の控除 10万円

障害者控除 27万円

特別障害者控除 40万円

寡婦控除、寡夫控除 27万円 (所得税法では法律婚のみを対象。)

改正の概要

・ 公営住宅法施行令第1条第3号ホを改正し、非婚の母又は父について、公営住宅の入居者の収入算定上、寡婦(寡夫)控除の対象とする。

・ 公布日:平成27年10月16日 施行日:平成28年10月1日

URにおけるミクストコミュニティ形成の促進と子育て支援等制度の拡充

住まいを応援

概要

高齢者・子育て等世帯が、親族と交流・援助しながら生活する近居を促進するため、「近居割」を創設（平成25年度）し、UR賃貸住宅ストックの約8割（約60万戸）で導入することにより、住宅セーフティネット機能の強化とミクストコミュニティの形成を促進。さらに一部エリアを対象に近居割ワイドを平成27年9月より導入。

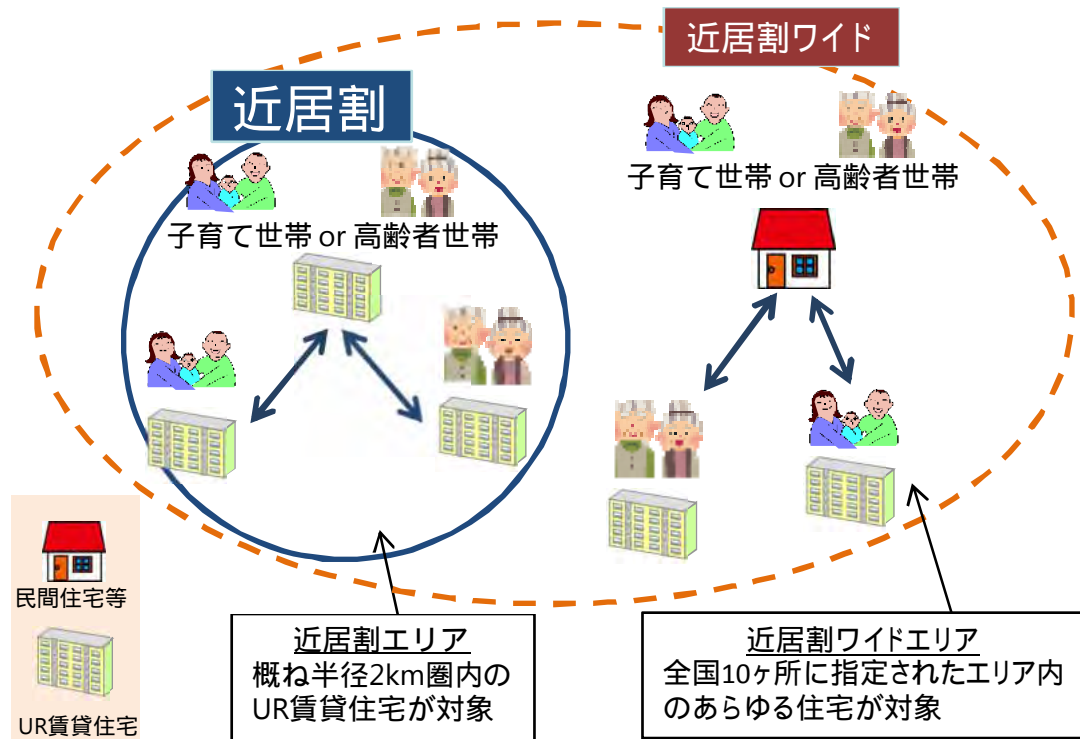
「近居割」の家賃減額措置を、5年間・20%に拡充する（現行5年間・5%）。

定期借家制度を活用した「そのママ割」や「U29割」、地域優良賃貸住宅制度活用した「子育て割」等、若年・子育て世帯の入居を支援する家賃減額により、ミクストコミュニティの形成を促進。

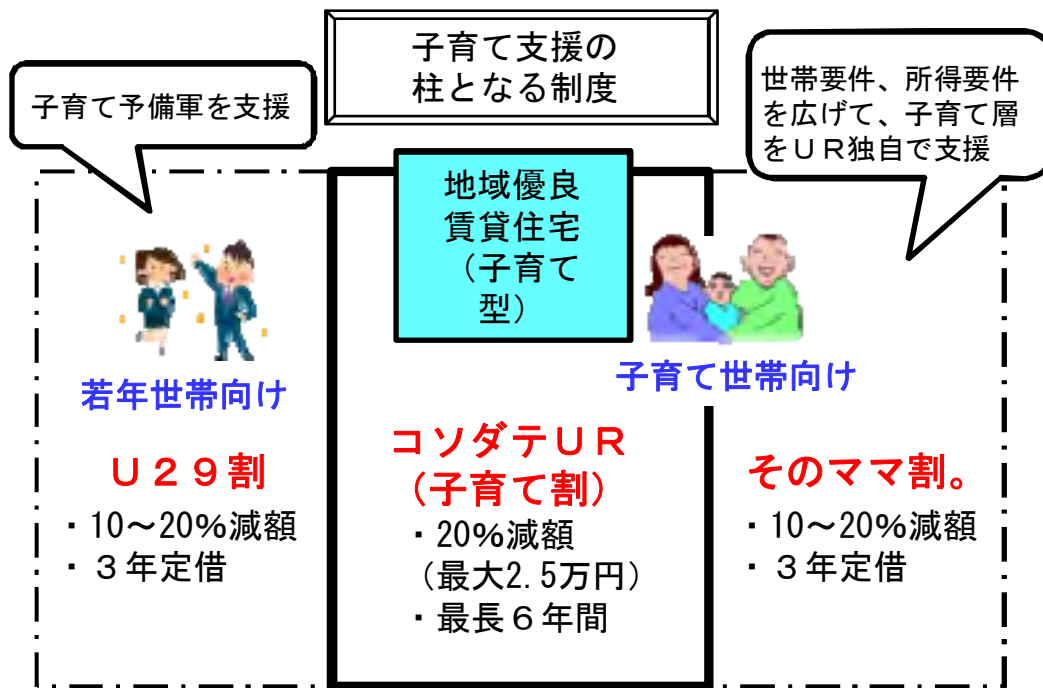
「U29割」の対象を、新婚世帯を含む35歳以下の若年世帯に拡大予定（「U35割」の導入）。

近居割・近居割ワイド

新たにUR賃貸住宅に入居する世帯を対象に5年間・5%家賃を割引



子育て世帯等支援制度



※地域優良賃貸住宅制度の活用や定期借家制度の導入等、団地の存する地域のニーズに合わせた支援を展開

概要

地域優良賃貸住宅制度の拡充による子育て支援の強化

1. 地域優良賃貸住宅制度の目的

新婚・子育て世帯、高齢者世帯、障害者世帯等、各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する良質な賃貸住宅の供給を促進するため、住宅の整備等及び家賃の低廉化に要する費用について支援を行う。

2. 現行制度概要

入居対象

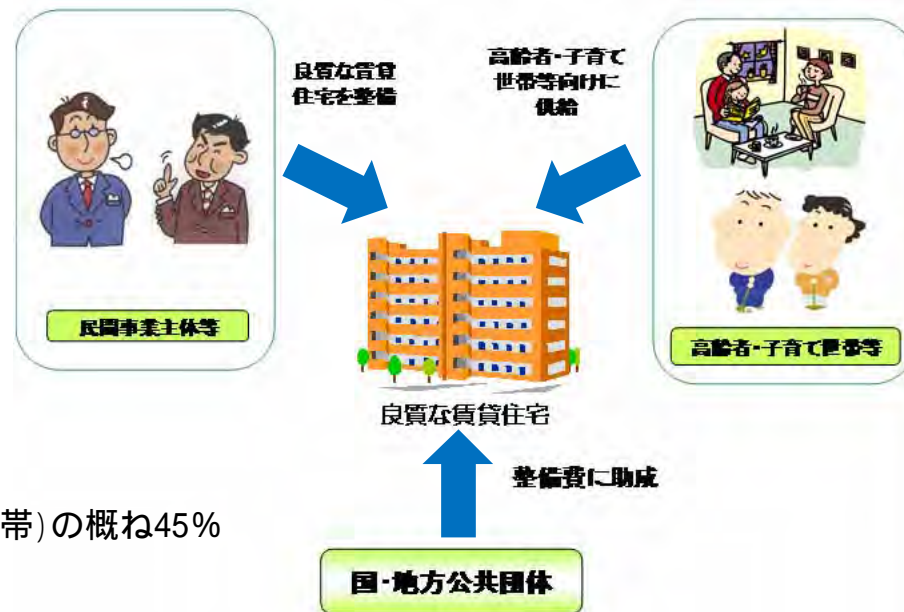
下記に掲げる者のうち、原則として収入分位70% (月収38.7万円) 以下の者
 新婚世帯、子育て世帯、高齢者世帯、障害者等世帯、
 地方公共団体が地域住宅計画に掲げる者 等

整備に対する国の支援 (社会資本整備総合交付金等)

- ・事業主体が民間事業者等の場合
 地方公共団体が助成する費用 (住宅の建設・買取費の1/6等) の概ね45%
- ・事業主体が地方公共団体の場合
 住宅の整備費の概ね45%

家賃低廉化に対する国の支援 (社会資本整備総合交付金等)

- ・地方公共団体が事業主体に対し家賃低廉化助成をする費用 (上限:4万円/月・世帯) の概ね45%
- <対象世帯>
-) 収入分位0~25% (月収15.8万円以下) の世帯
 -) 収入分位25~40% (月収21.4万円以下) である次の世帯
 高齢者世帯、障害者等世帯、小学校卒業前の子がいる世帯 等



<制度イメージ (事業主体が民間事業者等の場合)>

3. H27年度補正予算・H28年度当初予算における拡充内容

子育て世帯等への支援の拡充 <H27年度補正予算>

- ・新婚世帯・子育て世帯 (収入分位25~50%) を家賃低廉化支援対象に追加 (H32年度までに新たに入居する場合の時限措置)
- ・三世帯同居・近居に活用する場合における入居時の収入算定方法の特例措置
- ・地域優良賃貸住宅 (転用型) について、最低管理期間 (10年間) を緩和し、地方公共団体が定める期間以上とする

ひとり親世帯・多子世帯への支援の拡充 <H28年度当初予算>

- ・ひとり親世帯・多子世帯に係る家賃低廉化支援期間の延長
- ・入居世帯要件の柔軟化 (複数のひとり親世帯等のグループ居住への対応)

ひとり親家庭向け賃貸住宅としての 空き家の活用の促進

住まいを応援

現状と課題

ひとり親が持ち家を有する割合は一般家庭に比べて低く、生活の安定のためには住居の確保支援が必要。

対応

民間賃貸事業者の団体と連携して、子育て環境の整ったひとり親家庭向け賃貸住宅としての空き家の活用を促す。

【ひとり親家庭の住宅の状況】

	母子世帯	父子世帯	全世帯
持ち家	29.8%	66.8%	61.9%
公営住宅	18.1%	4.8%	4.2%
民間	32.6%	15.2%	28.1%

母子世帯・父子世帯は平成23年度全国母子世帯等調査 全世帯は平成22年国勢調査

家主への周知内容

住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業（国土交通省の助成制度）を活用して、**空き家の多くなった賃貸住宅を改修し、「ひとり親家庭向け賃貸住宅」としての再利用を促す。**

※ あんしん居住推進事業の補助（1室50万円(戸建住宅等からの用途変更の場合100万円)を上限とし、改修等の費用の1/3を助成）の要件

現行の耐震基準に適合、住居の床面積が原則25㎡以上、住宅設備（台所・浴室等）を有すること、一定のバリアフリー化がなされていること等

※ 「ひとり親家庭向け賃貸住宅」の入居者は、0歳～小学生の子供を育てている児童扶養手当を受給するひとり親家庭であることなどを想定

※ 「ひとり親家庭向け賃貸住宅」には、入居者への配慮を求める。

（例）全住戸のうち1室以上をキッズルームとして入居者に常時公開すること
育児や医療など入居者に必要な情報を常時公開すること など